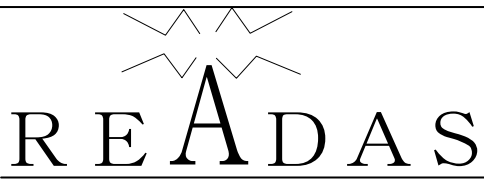


第 5963 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 5月25日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

欠損金の繰戻し還付

Q：前期は黒字でしたが、今期は赤字になりそうです。こういう場合、前期に払った法人税を戻してくれる制度があるようですが、どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

お尋ねの制度は、欠損金の繰戻し還付というものです。中小企業者等の青色申告法人で、次のすべての要件を満たす必要があります。

①還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して青色申告書である確定申告書を提出していること

②欠損事業年度の青色申告書である確定申告書とその提出期限までに提出していること

③②の確定申告書と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出すること

中小企業者等とは、次のものをいいます。

- ①その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である普通法人
- ②公益法人等又は協同組合等
- ③法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされる法人
- ④人格のない社団等

還付される金額は次の金額です。

還付金額＝還付所得事業年度の法人税額×欠損事業年度の欠損金額÷還付所得事業年度の所得金額

